

(別添)

県立鳥取湖陵高等学校培養室冷暖房設備改修業務 委託仕様書

- 1 業務の名称 県立鳥取湖陵高等学校培養室冷暖房設備改修業務
- 2 業務の場所 鳥取市湖山町北三丁目
- 3 履行期間 契約締結日から令和4年3月18日まで
- 4 業務内容

(1) 冷暖房設備改修

鳥取県立鳥取湖陵高等学校（以下「学校」という。）の農業科・家庭科実習棟2階培養室に設置されている冷暖房設備（クリーンルーム用エアコン2台）の更新（撤去・新設）及びこれに付帯する電気設備改修、発生材処分一式を行う。

業務内容の詳細については本仕様書及び別紙図面（以下「本仕様書等」という。）に基づくものとする。

[対象機器（新設）] ※詳細は別紙図面の機器表（新設）のとおりとする。

記号	名称	仕様等	数量	備考
CAC-1	クリーンルーム用エアコン (培養室系統-1)	空冷ヒートポンプ式天井セット型（ダクト吸込型） 冷房/暖房能力=8.0/9.0kW（定格） 電源 3φ200V ワイヤードリモコン、化粧パネル、HEPA フィルター（集塵捕集効率 99.99%(0.3μm 係数法)）、室外機架台 共 冷暖房自動切換運転機能付	1 台	重耐塩仕様 付属品一式 共
CAC-2	クリーンルーム用エアコン (培養室系統-2)	空冷ヒートポンプ式天井セット型（ダクト吸込型） 冷房/暖房能力=5.6/6.3kW（定格） 電源 3φ200V ワイヤードリモコン、化粧パネル、HEPA フィルター（集塵捕集効率 99.99%(0.3μm 係数法)）、室外機架台 共 冷暖房自動切換運転機能付	1 台	重耐塩仕様 付属品一式 共

[対象機器（撤去）] ※詳細は別紙図面の機器表（撤去）のとおりとする。

記号	名称	仕様等	数量	備考
TCU-1	クリーンルーム用温調ユニット (培養室系統-1)	天井内隠ぺい型（ダクト吸込型） 冷房/暖房能力=7,100/5,160kcal/h 電源 3φ200V	1 台	型番：C-30N (日立冷熱)
TCU-2	クリーンルーム用温調ユニット (培養室系統-2)	天井内隠ぺい型（ダクト吸込型） 冷房/暖房能力=4,000/－kcal/h 電源 3φ200V	1 台	型番：C-20N (日立冷熱)

(2) 試運転調整

機器更新後に試運転・調整を行い、機器が正常に機能することを確認すること。

なお、培養室はクリーンルーム仕様（クラス 10,000）となっているが、本業務における浮遊粒子数測定、フィルタリーク測定の実施は任意とし、実施する場合の費用は

受注者負担とする。

5 一般共通事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 業務仕様

本仕様書等に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・平成31年版）（電気設備工事編・平成31年版）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編・平成31年版）（電気設備工事編・平成31年版）によるものとする。

(3) 適用

本仕様書等に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すること。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

イ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、原則受注者の負担とする。

(5) 業務責任者

受注者は、契約締結後14日以内に保有する技術者の中から業務責任者を1名選任し、その氏名を業務責任者選任（変更）通知書（仕様書様式第1号）により発注者に通知すること。業務責任者を変更したときも同様とする。

なお、業務責任者は、以下の事項について処理するものとする。

ア 次項の業務担当者の指導監督及び業務の総括

イ 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整

ウ その他この契約の目的達成に必要な事項

(6) 業務担当者

本業務のうち、資格による作業規制のあるものは有資格者が作業を行うこと。

6 特記事項

(1) 作業の日時及び方法

受注者は、本業務の実施にあたっては事故のないよう細心の注意を払い、作業日時及び作業方法を学校の担当職員と十分協議の上、学校運営に支障を生じないようにすること。

作業方法に関して、培養室の室内作業時には内履き（受注者にて準備すること。）に履き替えること。なお、クリーンスーツの着用までは不要とする。

(2) 現地調査等

受注者は、受注後速やかに対象機器、配管、ダクト、配線類の状況を現地調査し、改修内容に追加・変更の必要がないかを確認した上で業務に着手すること。改修内容の変更が必要となった場合の費用負担については別途協議とする。

(3) 完了報告及び確認

受注者は、業務完了後7日以内に業務完了通知書（仕様書様式第2号）を発注者に提出し、発注者は業務完了通知書を受理した日から10日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

い。

(4) 光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道に関する費用は受注者の負担とする。ただし、学校の担当職員に了承を得た場合はこの限りでない。

(5) 業務に伴う廃棄物の処理等

ア 本業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

イ 本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに、交付されたマニフェストの写しを提出すること。

ウ 改修範囲にアスベストの含有は想定していないが、現地調査によりアスベスト含有の可能性があるとは判断された場合は、学校の担当職員に報告した上で、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して適切に処理すること。

(6) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

(7) 提出書類

受注者は、本業務実施に伴い以下の書類を発注者に提出すること。

名称	部数	提出時期
業務責任者選任（変更）通知書 （仕様書様式第1号）	2部	契約締結後速やかに
業務計画書 （実施体制（非常時含む）、全体工程等について記載すること。）	2部	契約締結後14日以内
作業計画書 （作業日時、作業内容、作業範囲、安全管理の内容等について記載すること）	2部	現地作業の14日前までに
納入仕様書	2部	各機器発注までに
試験結果報告書	2部	試験調整完了後14日以内
写真帳 （写真撮影は各作業の状況を段階的に記録すること。特に隠ぺい箇所は写真で詳細が確認できるよう記録すること。）	1部	業務完了後7日以内
完成図書 （完成図、機器完成図、試験成績書含む）	2部	業務完了後7日以内
業務完了通知書（仕様書様式第2号）	2部	業務完了後7日以内
その他、発注者が指示するもの	—	

7 その他事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ

め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに前条の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前2項の規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者が前3項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ 前各項の規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

ア 受注者は、本業務に係る委託料を請求する場合は、契約書に定める検査合格後に行うものとする。

イ 受注者は、契約書に定める検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に本業務に係る委託料を乙に支払う。

(6) 仕様書等遵守に要する経費

仕様書等を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等について

ア 作業中の工事現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者の健康管理に留意すること。

イ 作業現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が生じかねない場面も想定されることから、受注者は三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、作業現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。

ウ 業務担当者に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は速やかに発注者に報告するとともに、作業従事者に感染が疑われる

場合は、鳥取県の「受診相談センター」に相談するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに同センター等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。

エ 前項により新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、次のとおり対応すること。

(ア) 本業務の関係者がPCR検査を受けた場合（検査結果が判明するまでの対応）

a 該当者が受注者側（業務責任者、業務担当者（下請けを含む））の場合

(a) 受注者は、速やかに発注者に報告すること。

(b) 発注者は、必要な安全対策を実施した上で即座に現場作業を停止させるとともに、全ての作業員を自宅待機とするよう受注者に要請すること。

b 該当者が発注者側（学校関係者等）の場合

(a) 発注者は、速やかに受注者に連絡するとともに、該当者との濃厚接触者について自宅待機とするよう要請すること。

(b) 受注者は、濃厚接触者の有無について確認し、発注者に報告すること。

(イ) 本業務の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

a 該当者が受注者側の場合

業務を一時中止すること。中止期間は受発注者協議の上決定する。

b 該当者が発注者側の場合

受発注者で協議し、必要に応じて業務を一時中止とすること。中止期間は受発注者協議の上決定する。

オ 発注者から感染拡大防止措置について別途指示があった場合は、原則としてこれに応じ必要な対応をとること。

(8) 疑義

仕様書等に定めのない事項及び仕様書等に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(仕様書様式第1号)

業務責任者選任（変更）通知書

鳥取県立鳥取湖陵高等学校
校長 上原 正樹 様

次のとおり業務責任者を選任（変更）したので通知します。

令和 年 月 日

受 注 者 住 所
名 称
代 表 者

業 務 の 名 称	県立鳥取湖陵高等学校培養室冷暖房設備改修業務
業 務 の 場 所	鳥取市湖山町北三丁目
履 行 期 間	契約締結日から令和4年3月18日まで
業 務 責 任 者 氏 名	

(仕様書様式第2号)

業 務 完 了 通 知 書

鳥取県立鳥取湖陵高等学校
校長 上原 正樹 様

次の業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受 注 者 住 所
名 称
代 表 者

業 務 の 名 称	県立鳥取湖陵高等学校培養室冷暖房設備改修業務
業 務 の 場 所	鳥取市湖山町北三丁目
履 行 期 間	契約締結日から令和4年3月18日まで
業 務 完 了 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 委 託 料	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円)